

2024年5月13日

各位

愛媛銀行

**公立大学法人愛媛県立医療技術大学と遺贈寄付の協定を  
締結します！**

当行（頭取 西川 義教）は、公立大学法人愛媛県立医療技術大学（理事長 安川 正貴）（以下、「愛媛県立医療技術大学」）との間で、お客さまの遺産を愛媛県立医療技術大学に寄付するための協定を締結しますので、下記のとおりお知らせいたします。

高齢化の進行や家族形態の多様化、終活への関心の高まり等を背景に、お客さまから「遺産を地域のために役立てたい」というお申し出を受けることが増加しています。このようなご厚意に応えるため、愛媛県立医療技術大学と協定を締結し、当行が取り扱う相続関連商品・サービスを活用して、遺産を愛媛県立医療技術大学に寄付するための仕組みを構築いたしました。

例えば、遺贈寄付を目的とした遺言代用信託を活用すれば、お客さまにご相続が発生した際に、お預かりした金銭を、遺言書を作成することなく、あらかじめご指定いただいた愛媛県立医療技術大学に寄付できるようになります。

当行は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えし、地域貢献・発展につながる商品・サービスの提供に努めてまいります。

記

**1. 締結式**

日時 2024年5月17日（金） 11:00～11:20  
場所 愛媛県立医療技術大学 事務棟2階 大会議室（伊予郡砥部町高尾田543）  
出席者 愛媛県立医療技術大学 理事長・学長 安川 正貴  
愛媛銀行 常務取締役 松木 久和

**2. 相続関連商品・サービス（当行取扱商品）**

| 名称                     | 商品・サービスの概要  |
|------------------------|---|
| ひめぎん・結ぶ思いやり<br>遺言代用信託※ | <ul style="list-style-type: none"><li>お預かりした金銭を、遺言書を作成することなく、ご相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいたご家族などの受取人にお渡しする遺言代用信託商品です。</li><li>「遺贈寄付特約」によって受取人に愛媛県立医療技術大学をご指定いただくことができ、ご相続が発生した際に、お預かりした金銭を愛媛県立医療技術大学に寄付することができるようになります。</li></ul> |

※ オリックス銀行株式会社の信託契約代理店として取扱いいたします。

以上